

1 教育大綱の策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定するもので、市長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、市の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものと義務づけられています。

また、大綱の策定においては、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「桐生市総合教育会議」において、協議・調整を行うものです。

2 教育大綱の位置付け

